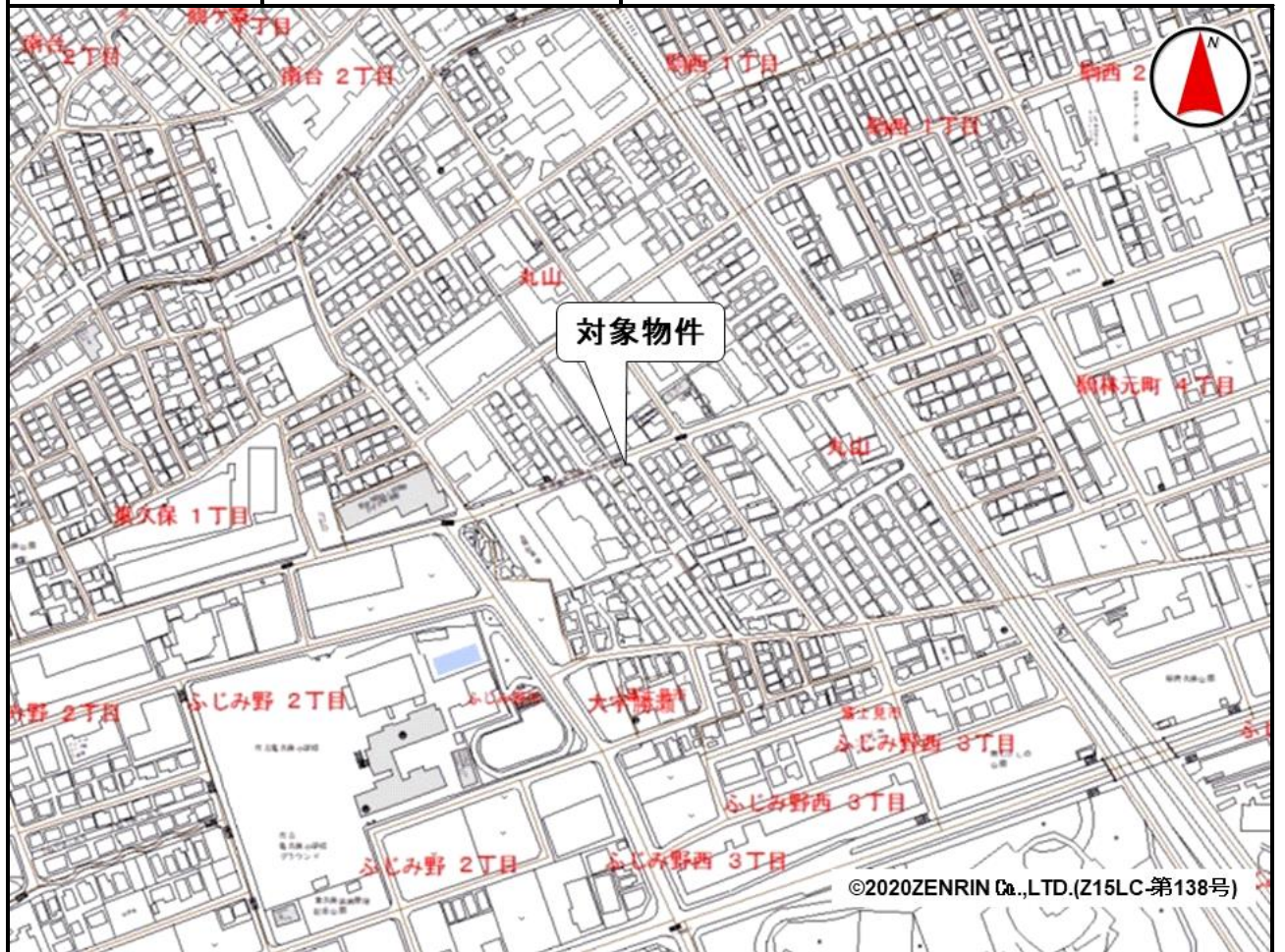


| | | | |
|----------|---|--------|----------|
| 売却区分番号 | 1530-3 | | |
| 見積価額 | ¥5,000,000 | 公売保証金 | ¥500,000 |
| 財産の表示 | <p>1 所在 埼玉県ふじみ野市丸山 地番 479番1 地目 宅地 地積 50.23 平方メートル</p> <p>2 所在 埼玉県ふじみ野市丸山 地番 479番24 地目 公衆用道路 地積 11 平方メートル</p> <p>3 所在 埼玉県ふじみ野市丸山 479番地1 家屋番号 479番1 種類 店舗 居宅 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 床面積 1階 34.49 平方メートル 2階 34.49 平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> | | |
| 間取り | — | 駐車場の有無 | — |
| 公法上の規制 | 市街化区域 第二種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200% | | |
| 接道状況 | 対象物件1 北西側 幅員約6.0メートル 舗装県道 等高接面 北東側 幅員約4.0メートル 舗装私道 等高接面 当該私道は、建築基準法第42条第1項第5号に該当します。 | | |
| 地盤・地勢 | 平坦 | | |
| 使用状況等 | 対象物件1 対象物件3の敷地として使用されています。 対象物件2 舗装私道の一部として利用されています。 対象物件3 昭和55年頃建築。 現在空き家。 | | |
| 管理状況等 | — | | |
| 特記事項 | 対象物件2 建築基準法第42条第1項第5号に該当します。 | | |
| 一括換価について | 対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。 対象物件1は建物の底地として、対象物件2は私道として、対象物件3は土地利用権（法定地上権）付建物として評価しています。 なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。 | | |

| | | | |
|--------|---|-------|----------|
| 売却区分番号 | 1530-3 | | |
| 見積価額 | ¥5,000,000 | 公売保証金 | ¥500,000 |
| | 対象物件1(底地) 1,960,000円 対象物件2(私道) 0円 対象物件3(建物) 110,000円 土地利用権(法定地上権) 2,930,000円 対象物件について、買受人のために成立する法定地上権はありません。 | | |
| 住居表示等 | 埼玉県ふじみ野市丸山9番13号 | | |
| 最寄駅等 | 東武鉄道 東上本線 ふじみ野駅 北西方約0.7キロメートル | | |
| その他事項 | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 | | |
| 留意事項 | <p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任等を負いません。 3 執行機関(国)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 | | |

売却区分番号

1530-3



売却区分番号

1530-3



売却区分番号

1530-3

